1

公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン

第１ 趣旨
公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、学生・教職員・そ
の他すべての本学構成員に対し、勉学・就業に関わる基本的人権を守る責務を負
っており、ハラスメントは許されざるものであり禁止されなければならない。こ
のハラスメントの防止と対策は、人権に関わる重要な一部であり、本学は可能な
限りその務めを果たさねばならない。同時に、本学を構成するすべての人々に、
この問題を理解し、ハラスメントを行わない、行わせない努力が求めらࠈ非すべ

3

(5) 妊娠・出産等したことにより、上司や同僚が嫌がらせ等をすること
７ ２から６までの具体例は、別表１から５までのとおりとする。

第３ 防止対策の対象
１ ガイドラインは本学の学生（研究生、選科生等を含む。以下同じ。）、教職員
（本学と職務上関係を有する者などを含む。次項において同じ。）のすべてを対
象とする。
２ ガイドラインは本学キャンパスの内外、授業・研究・課外活動・勤務等の時間
の内外を問わず、本学の学生、教職員間のハラスメントのすべてを対象とする。

第４ 総括責任者
理事長は、本学におけるハラスメントの問題を把握し、それに対する対応を適
切に行うため総括責任者を任命する。

4

第６ ハラスメント対策委員
１ 理事長は、教員並びに病院等、総務部、施設企画部、教育研究部及び病院統括
部に所属する職員からハラスメント対策委員（以下「対策委員」という。）を任
命する。
２ 対策委員は事態を人権擁護、ハラスメント対策の観点から客観的に把握し判断

(8) 理事長は、その報告を基に「改善のための措置」をすることとする。なお、 5

6

して本学のハラスメントの対策が可及的速やかにその実効をあげることを目指
して定めたものであるので、今後の学内環境に合わせて適宜見直すこととする。

第 13 本学管理規程との関係
審査会、調査委員会、委員会、対策委員、相談員等に関しては本学の規程によ
って別途定める。

別表１

7

(3) 性的特徴を理由とする蔑視的な発言などを行うこと

8

(4) 教室や研究会で行われる集会やセミナーなどに、正当な理由なく出席させない
こと